

別表 1 基本指針の対象とする近江の地場産業

		地 域	企 業 群（産 地 組 合）
1	長浜縮緬	長浜市	浜縮緬工業協同組合
2	彦根バルブ	彦根市、犬上郡、愛荘町 他	滋賀バルブ協同組合
3	彦根仏壇	彦根市、米原市、愛荘町 他	彦根仏壇事業協同組合
4	彦根ファンデーション	彦根市、東近江市、犬上郡	ひこね繊維協同組合
5	湖東麻織物	東近江市、愛荘町 他	湖東繊維工業協同組合、滋賀県 麻織物工業協同組合
6	甲賀・日野製薬	甲賀市、日野町 他	滋賀県製薬工業協同組合
7	信楽陶器	甲賀市	信楽陶器工業協同組合
8	高島綿織物	高島市	高島織物工業協同組合、高島晒 協業組合
9	高島扇骨	高島市	滋賀県扇子工業協同組合

別表 2 基本指針の対象とする近江の地場産品

ア 近江の地場産業で製造される物品
(条例第 2 条第 3 項第 1 号関係)

① 代表的な産品

	近江の地場産業	代 表 的 な 産 品
1	長浜縮緬	ちりめん、つむぎ
2	彦根バルブ	水道用弁、産業用弁、船用弁
3	彦根仏壇	仏壇、仏具
4	彦根ファンデーション	ブラジャー、ガードル、ショーツ、ボディスーツ、キャミソール
5	湖東麻織物	服地、不織布・芯地
6	甲賀・日野製薬	医療用医薬品、一般用医薬品、配置用家庭薬
7	信楽陶器	レンガタイル等建材類、庭園用品類、食卓用品類、花器類、植木鉢類
8	高島綿織物	綿クレープ、厚織(ゴム資材、帆布、その他資材)
9	高島扇骨	扇骨、扇子

② 近江の地場産業で培われた技術および技能を活用した新たな取り組みによる産品

(例) アパレル生地、アパレル製品および雑貨類(長浜縮緬)、漆塗り食器(彦根仏壇)、ニットおよびニット用糸(湖東麻織物)等

イ 伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品
(条例第2条第3項第2号関係)

	工芸品名	製造地域	製造業者名	備考
1	近江上布	愛荘町	滋賀県麻織物工業(協)	国指定
2	網織紬	長浜市	奥田武雄	
			奥田重之	
3	秦荘紬	愛荘町	川口織物(有)	
4	綴錦	守山市・米原市	織匠[宗八](株)清原織物	
5	正藍染	湖南市	植西恒夫	
6	手織真田紐	東近江市	西村操	
7	草木染手組組紐	大津市	(有)藤三郎紐	
8	近江刺繍	愛荘町	近江美術刺繍工芸社	
9	彦根繍	彦根市	(有)青木刺繍	
10	楽器系	長浜市	西山生系組合	
			木之本町邦楽器原系製造保存会	
			丸三ハシモト(株)	
11	鼻緒	長浜市	滋賀県花緒サンダル組合	
12	特殊生糸	長浜市	西村英雄	
13	押絵細工	近江八幡市	東川雅彦	
14	近江真綿	米原市	近江真綿振興会	
15	輪奈ビロード	長浜市	(株)タケツネ	
16	信楽焼	甲賀市	信楽陶器工業(協)	国指定
17	膳所焼	大津市	(有)膳所焼窯元 陽炎園	
18	近江下田焼	湖南市	近江下田焼陶房	
19	(再興)湖東焼	彦根市	中川一志郎	
20	提灯	長浜市	かさぜん中川澄美	
21	ろくろ工芸品	長浜市	片山木工所	
22	木製桶樽	竜王町	村田茂朋	
23	高島扇骨	高島市	滋賀県扇子工業(協)	
24	上丹生木彫	米原市	上丹生木彫組合	
25	八幡丸竹工芸品	近江八幡市	(有)竹松商店	
26	木珠(高級木製数珠玉)	近江八幡市	(株)カワサキ	
27	彦根仏壇	彦根市	彦根仏壇事業(協)	国指定
28	浜仏壇	長浜市	浜仏壇工芸会	
29	鋳金具	長浜市	辻清	

30	近江雁皮紙	大津市	(有)成子紙工房	
31	雲平筆	高島市	筆師第 15 世 藤野雲平	
32	和ろうそく	高島市	(有)大與	
		長浜市	北村雅明	
33	太鼓	愛荘町	正木専治郎	
			二代目 杉本才次	
34	大津絵	大津市	高橋松山	
35	長村梵鐘	東近江市	(株)金壽堂	
36	小幡人形	東近江市	細居源悟	
37	愛知川びん細工手まり	愛荘町	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会	
38	いぶし鬼瓦	大津市	美濃邊鬼瓦工房	
39	神輿	野洲市	(株)さかい	
40	江州よしすだれ	東近江市	(株)タイナカ	
			よし藤 田井中憲一	

- ウ 県内で生産され、本県を代表する農産物、林産物、畜産物および水産物
ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品で
あって、知事が認めるもの
(条例第2条第3項第3号関係)

① 本県を代表する農林水産物

名称	地域
近江牛	県下全域
近江しゃも	県下全域
近江の茶	県下全域
近江の伝統野菜	県下全域
近江米	県下全域
環境こだわり農産物	県下全域
びわ湖材	県下全域
琵琶湖のヨシ	県下全域
琵琶湖産魚介類	県下全域
養殖アユ	県下全域
養殖ビワマス	県下全域
琵琶湖産淡水真珠	県下全域

② 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく登録品目（令和6年3月現在）

名称	登録年
近江牛	平成29年12月
伊吹そば	令和元年9月
近江日野産日野菜	令和4年10月

③ 上記①、②の指定品目または登録品目を原料または材料として製造し、または加工した物品

(例) 近江の地酒、近江のつけもの、鮒ずし 等